

## 幸寿苑指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人柳愛会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）において実施するいわき市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービスとしていわき市が定めるもの。以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の高齢者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の生活相談員等は、要支援者の特性を踏まえて、介護予防ケアマネジメント事業者によって作成された介護予防サービス計画、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見を勘案して、自立支援と目標指向型の通所型サービスの提供を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、いわき市関係機関並びに、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 幸寿苑
- 2 所在地 いわき市平上平窪字原田13番地の1

### （職員の職種、人員及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の職員の管理を行うと共にサービスの適正な提供等の進行・管理を行うものとする。
- 2 生活相談員 2名以上  
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスを提供できるよう事業所内のサービスの調整、介護予防ケアマネジメント事業者等他の機関の連携において必要な措置を講じなければならない。
- 3 看護職員 2名以上  
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行うものとする。
- 4 介護職員 3名以上  
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行うものとする。

5 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を予防するための訓練を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。(12月29日～1月3日は休業)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。但しサービス提供時間は、午前9時15分から午後4時45分までとする。(7時間以上8時間未満)
- 3 業務等に関する連絡及び照会等に関しては、24時間常時可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25名とする。

(介護の内容)

第7条 介護の内容は、次のとおりとする。

1 日常生活援助(身体介護サービス)

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行わなければならない。

- 一、排泄介助
- 二、移動の介助
- 三、養護

2 健康チェック

利用開始時等必要に応じ血圧測定等の健康チェックを行わなければならない。

3 入浴サービス

居宅において入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供するものとする。

一、入浴形態

ア、一般浴槽による入浴

二、介助の種類

ア、衣類着脱

イ、身体の清拭、洗髪、洗身

ウ、その他必要な介助

4 食事サービス

一、準備、後始末

二、食事摂取の介助

三、その他必要な食事の介助

四、調理

5 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の実施。また、

心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

種目＝日常生活用訓練、レクリエーション、行事的活動、体操、趣味の活動及びミュージックトレーニングなど。

また利用者が、個別機能訓練を希望する場合には、他の職種の職員と共同して個別機能訓練計画を作成し、複数の種類の機能訓練の項目を準備したうえで、心身の状況に応じた機能訓練を行う。

#### 6 口腔ケア

口腔機能の改善（口腔内の観察・衛生、入歯等の衛生管理、口腔体操）

#### 7 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行うものとする。

#### 8 生活指導（相談、助言等）

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行うものとする。

（利用料）

第8条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「いわき市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。また介護の内容及び料金その他の費用の額は、事業所内の見やすい場所に提示するものとする。

2 法定受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、いわき市介護予防・日常生活支援総合事業要綱が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

一、法定代理受領分（各利用者の負担割合に応じた額）

二、法定代理受領分以外の償還払いに係る利用料

三、食費及びキャンセル料（別表2）

3 第9条の定めの実業所の実施地域を越えて行う指定通所介護の送迎費は、徴収しないものとする。

4 前号に掲げるものの他、介護サービス提供におけるレクリエーション等に要する費用で利用者が負担することが適当と認められた額とする。

5 前項の費用の支払を受けたときには、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 費用を変更する場合には、あらかじめ、事項と同様に利用者又はその家族に対し

事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け  
ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、平、内郷、好間及び小川の区域とする。なお実施地域  
以外の利用希望については、相談に応じるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は、介護の提供を受ける際に、別に定める（別表1）留意事項を守らな  
ければならない。

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業所職員は、サービス提供中に利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じ  
たときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、介護者及び管  
理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、消火設備その他の非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、  
その設備の定期的な点検を行うものとする。

2 事業者は、非常災害に対処する具体的な計画（消防計画、風水害、地震等の災  
害に対処するための計画）を作成し、防火管理者又は非常災害についての責任  
者を定めるものとする。

3 事業者は、非常災害に備えるため、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓  
練を行うものとする。

（地域との連携）

第13条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域  
との交流に努める。

（ハラスメント対策のための措置）

第14条 適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は  
優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたも  
のにより、職員の就業環境が害されることを阻止するための方針の明確化等の必  
要な措置を講ずる。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を  
講じるものとする。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その  
結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 虐待の防止のための指針を整備する。

4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るため、研修会等の機会を設け業務の推進及びサービスの向上に努めるものとする。

一、採用時研修 採用時

二、継続採用 随時

- 2 職員は、業務上知り得た秘密並びに利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用する際に徹底しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人柳愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する

附則

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する

附則

この規程は、2019年10月 1日から施行する

附則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する

附則

この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する

附則

この規程は、令和 4年 10月 1日から施行する

附則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する

## 別表1（第9条関係）

### 利用にあたっての留意事項

1. サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の注意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じた無理のないサービスを受けるようにして下さい。
2. 血圧が高い時、風邪気味の時等においては入浴等サービスを受けられない場合があります。
3. 医師からの服薬が処方されている場合には、必ず職員に申し出て下さい。
4. 喫煙は、職員に申し出て指定の場所で吸って下さい。
5. 入浴や機能訓練等サービス利用中は職員の指示に従ってください。
6. 体調が悪い時などサービスを利用されない時は、午前8時までにその旨の連絡をお願いいたします。
7. 持ち物にはすべて名前をつけてください。
8. その他、何かわからないことがあればいつでも職員におたずねください。

## 第1号通所介護事業・介護予防通所介護相当サービス利用料金表

### ①介護報酬に係る利用者負額

サービス提供時間 (7時間以上8時間未満)

	利用料(単位)	利用合計(円)	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
要支援 1	436	4,360	436	872	1,308
要支援1 上限月額	1,798	17,980	1,798	3,596	5,394
要支援 2	447	4,470	447	894	1,341
要支援2 上限月額	3,621	36,210	3,621	7,242	10,863

### その他の加算(1月あたり)

科学的介護推進体制 加算加算(月1回)	40	400	40	80	120
生活向上グループ活 動加算(月1回)	100	1,000	100	200	300
口腔機能向上加算 II	160	1,600	160	320	480
サービス体制強化加 算 I	要支援1 88	880	88	176	264
	要支援2 176	1,760	176	352	582
介護職員処遇改善加 算 I	1,000分の59	1,000分の59	1,000分の59	1,000分の59	1,000分の59
介護職員等特定処遇 改善加算 I	1,000分の12	1,000分の12	1,000分の12	1,000分の12	1,000分の12
介護職員等ベースア ップ等支援加算	1,000分の11	1,000分の11	1,000分の11	1,000分の11	1,000分の11
介護職員等処遇改善 加算 I (令和6年6月 1日より)	1,000分の92	1,000分の92	1,000分の92	1,000分の92	1,000分の92

- \* 利用回数に応じての出来高請求となりますが、決められた上限月額を超えた場合には、上限月額を請求させていただきます。
- \* 加算については、算定のサービスが中止となった場合には加算算定されません。
- \* 口腔機能向上加算については、1回160単位の加算にて月2回まで算定可能です。

- \* 介護職員処遇改善加算 I、介護職員等特定処遇改善 I、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和 6 年 6 月 1 日より介護職員等処遇改善加算 I と一本化され、一ヶ月の総単位数の 1,000 分の 92 を乗じて算定されます。
- \* サービス利用時間の変更については、利用中の急変など以外は設定された利用金をいただくことになります。
- \* 次に掲げる項目については、別に料金を請求させていただきます。

②その他の費用（自費負担）

区分	項目	金額	内容
食費	1 食	600円	昼食550円 おやつ50円
キャンセル料	1 回	200円	当日8:00以降のお休みの連絡

- \* キャンセル料は、お休みの連絡が当日の 8:00 以降の場合お支払いいただきます。
- \* オムツ代、及びレクリエーションにかかる費用等は自己負担となります
- \* 介護認定を受けていない方が緊急に介護サービスを利用した場合等は、当面利用者から 10 割のサービス費をお支払いいただきます。その後、いわき市への領収書の提示をすると共にいわき市への介護報酬分（介護サービスの 9 割）の請求等必要な手続きを行い、精算（償還払い）していただくことになります。